

東京都立高等学校転学・編入学募集要項

平成30年1月10日29教学高第1925号

東京都立高等学校（以下「都立高校」という。）の転学・編入学募集について、東京都立高等学校入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき、次のように定める。

1 目的

高等学校等入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図るとともに、教育を受ける機会を確保する。

2 転学・編入学募集の実施

転学・編入学募集については、この要項及び別に定める都立高等学校補欠募集（転学・編入学募集）の実施に関するガイドラインに基づき、適切に行わなければならない。

3 応募資格

都立高校の転学・編入学募集に応募できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を備えている者とする。

(1) 転学

高等学校に在籍している者

(2) 編入学

次のいずれかに該当する者

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者

ウ 中等教育学校の後期課程、高等専門学校（以下「高専」という。）又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(3) 住所要件及び保護者の要件

ア 全日制課程

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学期までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別の事情として認められる事情及び必要書類等は、別紙1のとおり。

イ 定時制課程

次のいずれかに該当する者

(ア) 都内に住所又は勤務先を有し、入学後も引き続き都内に住所又は勤務先を有することが
確実な者

(イ) 入学日までに都内に住所又は勤務先を有することが確実で、入学後も引き続き都内に住
所又は勤務先を有することが確実な者

ウ 通信制課程

定時制課程の応募資格を有する者で通信制課程を置く各都立高校が実施する面接指導（ス
クーリング）に対応（出席）可能な者

4 募集区分等

(1) 募集区分

ア 募集区分 1（転勤者生徒特別枠）

保護者の転勤等に伴う、都外及び海外からの転入者で応募資格を有する者

イ 募集区分 2（転入学者特別枠及び一般募集枠）

応募資格を有する者（募集区分 1 に該当する者を含む。）

(2) 募集する学校

各都立高校の科又はコースごとに、次のアからウまでのいずれかに該当する学校で実施する。

ア 転勤者生徒特別枠又は転入学者特別枠を有し、かつ、未充足の学校

なお、専門学科におけるホームルーム定員 35 人化実施校については、別途通知する。

イ 各学年で定員に不足が生じている学校

ウ 募集を行っても教育上支障のない学校

(3) 募集人員

各都立高校の科又はコースごとに、各学年の定員を基準として、都立高校の校長（以下「都
立高校長」という。）が都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に募集予定人員を報告し、
都教育委員会が各学校の募集人員を定める。

(4) 募集時期等

募集時期、募集の種類及び入学の時期については、次の表のとおりとする。

募集時期	募集の種類	入学の時期	備考
3 月	転学及び編入学	学年の初め	
8 月	転学	第二学期の初め	海外帰国生徒対象の募集時期は、別に定める。
1 2 月	転学	第三学期の初め	最終学年の募集は行わないことができる。

5 出願方法

(1) 転学

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校へ出願を原則とするが、第 1 学年の第二学期
転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することがで
きる。第 1 学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修
及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の
都立高校へ出願することができる。

イ 都立高校全日制在籍者が、他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都
立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に

転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要と認める場合に限り、1年度間に1回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 最初に合格した都立高校へ入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続を行ってなくても、その日以降の受検はできない。

なお、編入学についても同様の取扱いとする。

(2) 編入学

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、帰国後、直近の転学・編入学募集に限り出願することができる。

なお、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

(ア) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年以上のもの（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、かつ、帰国後1年以内のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象の募集及び海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

(イ) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年未満のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(ウ) 日本国籍を有し、保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した者は、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。ただし、第一学期以外の募集においては、外国における連続した在住期間が1年以上の者（1箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）とする。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(エ) 外国籍を有し、海外に在住している者又は在住していた者は、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 中等教育学校の後期課程、高専又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(ア) 中等教育学校の後期課程からの編入学

中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

(イ) 高専又は特別支援学校の高等部から全日制への編入学

全日制への出願については、第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の

都立高校長が認める場合については、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(ウ) 高専又は特別支援学校の高等部から定時制又は通信制への編入学

編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の募集に出願することができる。

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書

イ 住所等を証明する書類（都内在住者）

(ア) 全日制

志願者及び保護者の住所が確認できるもの（住民票記載事項証明書等）

(イ) 定時制及び通信制

志願者の住所又は勤務先が確認できるもの（住民票記載事項証明書、在勤証明書等）

ウ 転居を証明する書類（都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者）

契約書の写し（売買、賃貸）等を添付した保護者の申立書（転居先住所と転居理由を明記したもの）

募集区分1（転勤者生徒特別枠）に出願する場合は、原則として、転勤証明書（転勤の内示証明又は辞令の写し等）を添付する。

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

エ 転学照会書（転学のみ）

オ 高等学校の在籍等を証明する書類

在籍する高等学校の在学証明書及び在籍する高等学校の単位修得証明書・成績証明書

なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ

カ 特別の事情を示す書類（保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ）

理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類等については、別紙1のとおり。

キ 海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）

ク 身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）

ケ 入学考査料

志願者は、東京都立学校の授業料等徴収条例に定める入学考査料を、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

コ その他志願しようとする都立高校長が必要とする書類

(4) 入学願書提出期間及び提出先

志願者は、出願に要する書類等を志願する都立高校長が指定する期間内に当該都立高校長に提出する。

6 学力検査等の実施

- (1) 検査教科等の実施内容は、国語、数学、外国語（英語）及び面接を原則として、各都立高校長が適切に定める。実施内容の決定に当たっては、必要に応じて、検査教科の厳選や、作文等他の検査への差替え、専門教科を課すなど、受検者の転学（又は編入学）後に必要な学力等を適切にはかることができるものとする。ただし、第1学年の第二学期転学・編入学募集においては、転学前と異なる課程又は異なる学科へ出願することができることを踏まえ、専門教科を検査教科に含める場合は、検査内容に十分配慮するものとする。
- (2) 学力検査、面接等の日時は、各都立高校長が定める。
- (3) 都立高校を中途退学した者が、中途退学した年度の4月を基準として2年以内程度の間で退学前の高校の同一課程に編入学を希望する場合、当該都立高校長は、学力検査を実施しないで、作文及び面接により選考を行うことができる。

7 問題作成

転学・編入学募集を実施する各都立高校の課程別に、検査問題作成委員会を置く。

- (1) 検査問題作成委員会の委員長は、当該都立高校長とする。また、検査問題作成委員会は、当該都立高校長、副校長及び当該都立高校長が指定する教職員をもって組織する。
- (2) 検査問題は、検査問題作成委員会が作成する。
- (3) 出題の内容は、高等学校学習指導要領に基づき、当該学年の在籍生徒の学習内容を踏まえたものとする。

8 採点

転学・編入学募集を実施する各都立高校の課程別に、採点委員会を置く。

- (1) 採点委員会の委員長は、当該都立高校長とする。また、採点委員会は、当該都立高校長、副校長及び当該都立高校長が指定する教職員をもって組織する。
- (2) 採点委員会は、当該都立高校で実施した転学・編入学募集の学力検査等の答案等の採点を行う。

9 選考

転学・編入学募集を実施する各都立高校の課程別に、選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会の委員長は、当該都立高校長とする。また、選考委員会は、当該都立高校長、副校長及び当該都立高校長が指定する教職員をもって組織する。
- (2) 選考委員会は、学力検査等の実施に関する事務を行うほか、あらかじめ定めた選考基準に基づき、合格候補者を決定する。

なお、選考基準については、都立高等学校補欠募集（転学・編入学募集）の実施に関するガイドラインに基づき、転学（又は編入学）後に必要な学力等を適切にはかることができるものとする。

10 合格者の決定

当該都立高校長は、選考委員会で決定した合格候補者を合格者として決定する。

11 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者の発表日時は、当該都立高校長が定める。
- (2) 合格者は、当該都立高校長が定める書類等を定められた期間内に提出し、入学手続を完了しなければならない。

12 学力検査等の得点の開示

受検者又は受検者の保護者から学力検査等の得点について開示の請求があった場合、都立高校長は、受検票等により受検者本人又は受検者の保護者であることを確認した上で、当該受検者の学力検査等得点表を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

13 その他

- (1) 緊急避難（いじめ等により、在籍高等学校における学業の継続が困難である場合）による都立高校間の転学は、上記4(4)の転学の募集時期以外の時期に募集を行うことができる。ただし、事前に都立学校教育部入学選抜担当課長及び指導部高等学校教育指導課長と協議すること。
- (2) 都立高校に在籍していた者が、病気等の事情により特別支援学校の院内学級へ編入学後、在籍していた都立高校へ編入学する場合は、上記4(4)の編入学の募集時期以外の時期に募集を行うことができる。ただし、事前に都立学校教育部入学選抜担当課長及び都立学校教育部特別支援教育課長と協議すること。
- (3) 同一校における転籍又は転科については、在籍する生徒の学習状況や意欲等を十分考慮し、当該都立高校長が決定する。なお、転籍又は転科の時期は、原則として学年の初めとする。ただし、転籍又は転科後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能で、在学している都立高校長が必要と認めたときは、学期の初めに転籍又は転科を認めることができる。

また、転籍及び転科については、転学・編入学とは異なるものであるため、入学考査料を徴しない。

附 則

- 1 この要項は、平成30年1月15日から施行する。
- 2 「東京都立高等学校補欠募集（転学・編入学）要項」（平成26年2月1日25教学高第1862号）は、平成30年1月14日限り廃止する。

特別の事情として認められる事情及び必要書類等

1 都立高校全日課程に在籍している者が全日課程への転学を志願する場合

全日課程の転学・編入学募集への応募資格は、保護者が父母である場合、父母両方と都内に同居することが原則であるが、都立高校全日課程に在籍している者は、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、入学時や在籍中にその事情を確認し入学及び在籍が認められていることから、転学・編入学募集においては、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、転学・編入学募集への応募資格を認める。

2 都立高校全日課程以外に在籍している者が都立高校全日課程への転学を志願する場合又は編入学を志願する場合

保護者が父母である場合、志願者が、父母両方と都内に同居し、入学後も引き続き都内に同居することが原則である。一時的に都内に住所を有し、入学後、都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできない。

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがある。どのような場合でも認められるということではない。特別の事情として認められる事情及び必要書類は、次のとおりである。

父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
<p>父母のどちらか一方が<u>都内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[介護の場合] 介護保険被保険者証の原本又は写し ・[病気療養の場合] 医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの） ・[出産の場合] 母子健康手帳の原本又は写し <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が<u>都内に転入する理由が、介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証の原本又は写し ・[都内に転入できない父又は母] 他道府県における勤務証明書等 <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が<u>都内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事件係属証明書等
<p>日本国籍を有する志願者が父母とともに海外に在住しており、父母のどちらか一方が<u>都内に転入することができない理由が、海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における勤務証明書等